粕屋町 幼稚園・認定こども園利用案内

幼稚園、認定こども園(教育部分)の利用を希望する場合は、粕屋町から教育認定(1号認定) を受ける必要があります。また、令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保育の必要性の認定(2号認定)を受けた場合は、預かり保育料も無償化の対象となります。

1. 幼稚園・認定こども園(教育部分)を利用できる方

満3歳児以上就学前のお子さんが利用できます。

令和3年度クラス	生年月日
洪 2 	平成30年(2018年)4月2日~平成31年(2019年)4月1日
満3歳児	(令和3年度中に満3歳となり幼稚園・認定こども園(教育)を利用する場合)
3 歳児	平成 29 年 (2017 年) 4 月 2 日~平成 30 年 (2018 年) 4 月 1 日
4 歳児	平成 28 年(2016年) 4月2日~平成29年(2017年) 4月1日
5 歳児	平成 27 年 (2015 年) 4 月 2 日~平成 28 年 (2016 年) 4 月 1 日

[※]各幼稚園で受入れ年齢は異なりますので、利用を希望する場合は、あらかじめ園にご確認ください。

2. 申請方法

利用を希望する方は、希望の園の内定を得たのち、園から以下の書類を受け取り、必要事項を記入して、利用が内定した幼稚園・認定こども園または粕屋町子ども未来課へ提出してください。(提出先は園でご確認ください。)幼稚園へ提出される場合は、園の指定した日までに提出してください。

3. 申請にあたり必要な書類

(1)教育認定(1号認定)

新制度移行幼稚園をご利用の方

- ①教育・保育給付認定(1号)申請書【幼稚園教育部分】 施設等利用給付認定(2・3号)申請書【預かり保育部分】
- ②マイナンバー申告書



私学助成園をご利用の方

①施設等利用給付認定(1号)申請書【幼稚園教育部分】 施設等利用給付認定(2・3号)申請書【預かり保育部分】 ※マイナンバーを用いた、他市町村の課税状況照会は令和3年6月以降を予定しています。

(2)保育認定(2号認定)

- ・上記申請書類に、保育の必要性を証明する書類を添付してください。
 - ※預かり保育を利用する場合の無償化の対象となるためには、認可保育所入所要件同等の保育 の必要性の認定を受ける必要があります。保育の必要性の要件は次のとおりです。

保護者の状況(保育の必要性の事由)	利用できる期間
保護者が家庭外・家庭内を問わず月64時間以上就労して	最長で就学前まで
いるとき(1日4時間以上で月16日程度)	取及で処子削よで
母親の出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産前2ヶ月の月初めから産後翌々月末まで(多胎児の場
は祝の山産の牛哺や山産後の作食が必要なこと	合産前4ヶ月の月初めから利用可)
保護者の疾病・負傷・障がいのために保育が困難なとき	療養を必要としなくなるまで
同居の親族が長期にわたり疾病・負傷・障がいの状態にある	最長で就学前まで
ため常時介護・看護しているとき	(同居の親族が介護・看護を必要としなくなるまで)
大学や職業訓練校、専門学校等に通っているとき(通信教育	 通学期間中
等は含まない)	地子朔 间中
仕事を探している(求職中の)とき	利用希望日より当該年度末まで
江事を探している(水戦中の)とさ	(利用開始後は2ヶ月以内に就労することが条件)
震災・風水害・火災等による災害の復旧にあたっているとき	必要な期間
虐待や DV(家庭内暴力)のおそれがあるとき	必要な期間

・保育を必要とすることを証明する書類(※同居の18歳以上65歳未満のすべての方の証明が必要です。)

保護者等の状況	必要書類
	「就労(予定)証明書」「復職(予定)証明書」
雇用されている方	※雇用主による証明。就労先が複数ある場合はそれぞれ必要です。
雇用されている方 雇用が内定している方	1ヶ月の就労時間を確認するため、変則勤務(シフト勤務)がある方は、別途
雇用が内定している力 復職予定の方	シフト表等の提出をお願いします。証明内容に不明な点がある場合、会社に確
1支帆 アたの力	認させていただきますのでご了承ください。
	雇用内定の方は、採用予定日と1ヶ月の就労予定時間等の証明が必要です。
自営業の方・内職の方	「営業(就労)申立書」
日呂来の刀・内職の刀	※1ヶ月の就労日数・時間・タイムスケジュールを記入してください。
疾病・負傷・障がいの方	「診断書」※家庭で保育が困難状況、疾病名、治療期間が記載されたもの。
	「育児ができない旨の申立書」
同居の親族の看護・介護をされて	「診断書」または「要介護の状態がわかるもの」、
いる方	「育児ができない旨の申立書」
産前・産後の利用希望	「母子手帳の写し」または「出産(予定)証明書」
注削・圧後の利用布主	「育児ができない旨の申立書」
学校に通っている方	「在学証明書」または「学生証の写し」、「時間割等がわかる資料」
	「求職中に関する誓約書」
求職活動の方	※施設利用開始後2ヶ月以内に「就労(予定)証明書」を、就労までは「就職活
	動状況報告書」を提出していただきます。
災害復旧にあたっている方	「罹災証明書」及び「育児ができない旨の申立書」

[※]いずれの証明においても、内容が虚偽であった場合には無効となります。

4. 利用手続きの流れ



- 1. 利用を希望する園から願書を受け取り提出
- 2. 入園内定後、申請書を受け取る
- 3. 内定した園へ申請書を提出
- 4. 園と利用契約を結ぶ
- 5. 粕屋町より「利用契約決定通知 書」の送付(令和3年4月から利用 の方は4月初旬までに送付)

提出書類に不備がある場合は、粕屋町子ども未来課より電話等で確認します。提出書類に不備がないか確認をして、園または子ども未来課へ提出してください。

利用を希望する園については、あらか じめ見学のうえ、条件等を確認してく ださい。保育料は無償化に伴い無料で すが、それ以外の料金に関しては、各 園にご確認ください。

園の利用開始

転出される場合は、必ず粕屋町役場子 ども未来課までご連絡ください。継続 して園に通う場合は、転出先での申請 が必要となります。

▶ 参考:

保護者の就労等で保育を必要とする場合でも、幼稚園、認定こども園(教育部分)に通いながら 預かり保育等を利用し、保育認定を受けることができます。(2・3号認定)幼児教育・保育の無 償化に伴い、その場合の預かり保育料も無償化の対象となります。詳細は「6.幼児教育・保育の 無償化について」をご覧ください。

5. 個人番号の記入と番号確認について

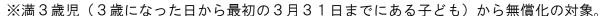
平成28年1月からスタートしたマイナンバー制度に伴い、新制度における幼稚園・認定こども 園利用のための認定に係る手続きの際も、個人番号(マイナンバー)が必要となります。お手数お かけしますが、制度にご理解のうえ、マイナンバー申告書の提出にご協力をお願いします。

6. 幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月から幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性の観点から、3歳~5歳児クラスの子どもを対象に幼児教育・保育の無償化が開始されました。

(1) 対象者·対象範囲

① 幼稚園、認定こども園(教育利用)の場合 3歳児クラスから5歳児クラスの子どもの利用料を無償化



② 預かり保育

保育の必要性の認定を受けた場合、利用実績に応じて月額 11,300 円かつ日額 450 円までの 範囲で無償化

- ※満3歳児の場合は月額16,300円までの範囲で無償化(ただし市町村民税非課税世帯のみ)
- ※保育の必要性の認定には、就労等の要件が必要です。
- ※各園で実施状況が異なります。詳細は園におたずねください。

(2) 利用料以外の支払い

無償化の対象は利用料のみです。利用料以外の制服代、行事代、給食費等については、実費負担です。各園で徴収方法等はご確認ください。

(3) 副食費(おかず代)の免除

副食費(副食材料費)は無償化の対象外ですが、下記に該当する方は園にお支払いする副食費が 免除となります。

- ① 生活保護世帯、里親世帯の方
- ② 市町村民税非課税世帯の方
- ③ 市町村民税所得割課税額が77,101円未満の世帯の方
- ④ 小学校第3学年終了前の子どもが同一世帯に3人以上いる場合において、年齢がそのうちの 最年長子どもから順番に3人目以降である子ども(第3子としてカウントされる場合)のい る世帯の方
- ※免除対象者の方には、免除の決定通知が届きます。また、対象となることを園にお知らせしま すのであらかじめご了承ください。

お問合せ先 粕屋町役場 住民福祉部 子ども未来課 電話 092-938-0214(直通)

施設

(宛先) 粕屋町

【申請にあた

況の確認に 2. 申請書等に 供するこ

る場合があ 4. 新年度4 き、最長で

【1号認定(幼稚園教育部分)】利用の方は、全員記入欄に必要事項を記 入してください。【2・3号認定(預かり保育部分)】を利用し、無償化 の給付を受ける方は、2・3号認定記入欄に必要事項を記入してしてくだ さい。

記入後は内定している幼稚園・認定こども園または子ども未来課へ関係書 類を添えて提出してください。提出先は各園にご確認ください。

市町村民税課税状

施設・事業者に提

提供者に支給され

5項の規定に基づ

<必ず裏面も記入して下さい>

5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設型給付認定、施設等利用給付認定を取り消すことかあります

【保護者情報】

員記入してくださ

申込日	西暦	2021 年	2 4	年	1	目	利用開	開始日	西曆	20	21	年	4	月	1	日
ふりがれ	な	かすや	たろう)				生年月	日		児童。	との続柄		家庭の	状況	
保護者 氏名	Ť	粕屋	太	郎			西暦 1987	年 5	月 1	日	•	父] 生活保] ひとり		
保護者 住所		屋町		駕	与门	٦1	丁目1	番1-	号				Ø	1 在宅障 のいる		者
日中の連絡	各先 (電話番号	·) *確実に連絡の	の取れる順	に記	入して	下さい	0	粕屋	町外居住	の場合	の現信	主所	粕	屋町転刀	入予定	日
	-0000- シ動務先・母勤務先・		2 090- 携带 母携带・	~ T			〇〇 転入予定(_〒 の方は記						年	月	目
【利用児	童情報】							701- 40	^							
	ふりがな	かすや	はなこ			くだ	ċ '\'°			年	齢			利用施設。	名	
利用児童	氏名	粕屋	花子	ዶ ["]	西原	§ 017	年 5	н 1		3	į	÷	粕層	量幼科	椎屋	1

〇世帯様	射成	(利用児童を含めて同居者を全員記	₹入して	下さい。)			
		ふりがな 氏名	続柄		生年月日	就労・通学・通園先 又は単身赴任先	要介護認定又は 障害者手帳
生計申の請		かすや たろう 粕屋 太郎	父	西暦	1987年 5 月 1 日	会社員	□有
中心者の	2	かすや まちこ 粕屋 町子	母	西暦	1987年 6 月 1 日	会社員	□有
番•	3	<u>かすや はなこ</u> 粕屋 花子	子	西暦	2017年 5 月 1 日	粕屋幼稚園	□有
1号に○を付け保護者及び	4	かすや まちろう 粕屋 町郎	子	西暦	教育部分のみのご利用の場合 してください。保育の必要性		
人び同	5	かすや かめお	祖父	西暦	育を利用し無償化の給付を		
下者が	6	かまや つるこ	祖母	西暦	チェック 』 をしてください。 定を受ける場合は3号認定 <i>i</i>		保育認
)	7			西暦			口作
認定種別	⋈	預かり保育を利用し、預かり保育部分の 預かり保育を利用し、預かり保育部分の 預かり保育を利用し、無償化の対象とな 保育の必要性の認定が必要です。(事所	施設等利 る施設等	用費の無貨 利用費の	光給付を受ける(2・3号)	左記で3号に該当し、市町非課税世帯に該当する場下の口にレ点を付けて下	合は、 さい。

預かり保育を利用する2・3号認定申請者のみ記入

預かり保育を利用する2・3号認定申請者のみ記入										3	- 早惣定	(法	3倍ほ	ョで促	苔翅 5	こなき	马什ス	場合)	な		
※預かり	※預かり保育を利用しない場合または預かり保育を利用するが施設等利用費の給								の給作									/			
	該当する□にレ点を	を付けて	下さい	٠,							受	ける場	合は	、市町	l 打村民	税非認	₩稅≣	正明書	を添付		
	(子から見た統柄)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)(み)	Ø	就労		妊娠 出産		疾病 障害等		□ 介 看	て	くださ	い。								
理由	(子から見た統柄) 父・母・その他 ()	Ø	就労		妊娠 出産		疾病 障害等		口 介	護護	□ 災害 復旧		求職 活動等	[] 就学		その他	ı ()	

上記「認定種別」が第2・3号に該当し、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童のみ記入。

認定希望日の 当年1月1日現在の住所 ※2	(母親)□ 現住所と同じ	(父親) □ 現住所と同じ	
147 -			

当年1月1日現在の住所が異なる場合は、記入した住所地の市町村で発行される当年1月1日を賦課年度とする市町村民税所得割額がわかる証明書(課税証明書など)を添付して下さい。

【町記載	だ欄】										
対象						保育	認定区分	†			判定
□父	①就労	②出産	③疾病	④介護	⑤災害	⑥求職活動	⑦就学	⑧社会	⑨育児休業	⑩その他	
口包	(1) 計学	の出産	の佐庙	介介 擁	⑥ 災生	⑥水聯活動	②計学	② 牡△	○ 会旧休業	卵その 併	

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

ふりがな	かすやようちえん	======================================	⊤ 811	— 2392	Tel	(92	(000)	0000
施設名	数巨体纵围	所在地	^{竹在地} 柏屋町駕与丁1丁目1番1号								
旭权名	和侄以作剧	利用開始	予定日	2021	年	4	月	1	日		

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

ふりがな 施設名	₹IIII 12 10 12 10	利用開始	予定日	
かすやほいる かすや保	幼稚園利用者で認可外保育施設等の利用が無償化給付の対象となるのは、 幼稚園が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準で	年	月	日
	ない場合に限ります。 ※①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未満または②年間開所日数	年	月	目
	200日未満のいずれかの要件に該当する場合。	年	月	目
○原奈亜州/原奈た以西	「レナス理由に広じて記る」で下さい。)			

				年 月 日					
O領	幹要件 (保育を必要とする理由に応じて記入して下さい。)							
	区分	母親の状況	父親の状況	兄					
	就労種別	 ☑ 居宅外労働 □ 自営 ⇒ [□ 自宅 □ 中心者] □ 自宅以外 □ 協力者] □ 内職 □ その他: () 	✓ 居宅外労働□ 自営 ⇒ □ 自宅□ 自宅以外□ 内職 □ その他:	□ 中心者 □ 協力者] ()					
就労	通勤手段 • 時間	通勤手段	 通勤手段 機歩・自転車・バス・自動車・電車・の他() ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。 通勤時間 約 50 分 (往復時間を記入して下さい。) 						
	前年1月1 日以降の転 職	□有⇒	□無 対対	から					
(申	娠・出産 ■請時点) 病・障害 等	□無□有 ⇒○疾病・障²	•	(手帳交付)					
介	被介護者名 傷病・障害名	(中間)⊂ ひ⊂ ♡/ <i>N</i> UYS・ /	(17 18	! どもとの続柄:)					
護·看護		□入院中 □通院(月・週 回)	□入院中 通院(月・週	回)					
	受診等の状況	□通所・通学(週 回) 施設名()	□通所・通学(週 回) 施設名()					
			□通所・通学(週 回)	, ,,					
555	の状況	施設名()	□通所・通学(週 回) 施設名(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,					
555	を実施し	施設名 () 災害の状況:	□通所・通学(週 回) 施設名(災害の状況:) ・その他 () つけて下さい。					
求事	の状況 を害復旧 職活動等 通学手段	施設名 () 災害の状況: 活動の内容: (進歩・自転車・バス・自動車・電車・その他 () ※複数手段がある場合は全てに○をつけて下さい。	□通所・通学(週 回) 施設名(災害の状況: 活動の内容: 通学手段 徒歩・自転車・バス・自動車・電車 ※複数手段がある場合は全てに○を) ・・その他 () ・つけて下さい。 己入して下さい。)					
求理	の状況 (害復旧 職活動等 通学手段 ・時間 就学の	施設名 () 災害の状況: 活動の内容: 通学手段	□通所・通学(週 回) 施設名(災害の状況: 活動の内容: 通学手段 (後歩・自転車・バス・自動車・電車 ※複数手段がある場合は全てに○を 通学時間 約 分(往復時間を割) ・・その他 () ・つけて下さい。 己入して下さい。)					
求事	の状況 を害復旧 職活動等 通学手段 ・時間 就学の 目的	施設名 () 災害の状況: 活動の内容: 通学手段	□通所・通学(週 回) 施設名(災害の状況: 活動の内容: 通学手段 (徒歩・自転車・バス・自動車・電車 ※複数手段がある場合は全てに○を 通学時間 約 分(往復時間を割 □ 卒業後就労するため □その 年 月 日ま) ·・その他 () ·つけて下さい。 己入して下さい。) D他 ()					

添付書類 (同居する65歳未満の方の保育要件を証明する書類の添付が必要です)

€	1 居宅外で就労されている方(予定を含む)	就労(予定)証明書
r	自営(自宅外自営、親族経営等の自営を含む)の場合	営業 (就労) 申立書、自営の証明書類の写し(確定申告書、営業許可証、 開業届等)
	2 出産前後の方(産前2ヶ月の月初めから産後翌々月末まで)	母子健康手帳の写し(氏名と出産予定日が記載されているページ) 育児ができない旨の申立書
	3 保護者が学校に在学中の方	在学証明書(入学予定の場合は合格通知等)
	4 保護者が病気の方	育児ができない旨の申立書、診断書
	5 保護者が障害をお持ちの方	障害による手帳等の交付を受けている方…身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳の写し 交付を受けていない方…診断書 育児ができない旨の申立書
l.	6 保護者が介護している方	申立書及び介護が必要であることがわかる書類(診断書、介護保険証の写し等)
	7 保護者が求職中の方(利用開始後2ヶ月以内の就労が条件)	求職中に関する誓約書